

第7回 五ヶ瀬川水系流域委員会 要旨

主要概要

1. 第6回流域委員会議事の確認
(資料：第6回五ヶ瀬川水系流域委員会要旨)
2. 委員長挨拶
3. 環境影響分析(分析計画書)の修正について
前回の委員会での分析計画書(案)の内容に対する意見についての回答及び修正箇所の説明し、内容について基本的に了承
4. 五ヶ瀬川水系(県管理区間)の整備計画について
県管理区間の整備計画の内容説明とそれに対する質疑応答
5. 第8回流域委員会の開催について
 - ・流域全体としての委員の方の意見及び住民意見の反映方法について議論
 - ・日程は調整(7月19日開催)

質疑応答

1. 環境影響分析（分析計画書）の修正について

- ・ 水生動物のため、水際線をどういうふうにつくっていくか非常に大切である
と考えるが、分析計画書ではどう取り上げるのか。

（事務局）：掘削方法の工夫として、例えば掘削する場所を変えることにより直線化を防ぐ、又は無理であれば代替できる方法をもう少し議論してゆきたい。

- ・ 貴重種保護のため、場所を特定できないように具体的な記載はしないのか。
今年のリバーフェスタで、子供たちがマップを作ることを希望している。

（事務局）：記載の有無については、専門の方に御相談して対応したい。

次回委員会で、今回の修正内容を報告する形で、基本的には分析計画書の内容を了承とする。（修正後 公表）

2. 五ヶ瀬川水系（県管理区間）の整備計画について

- ・ 下流一帯の河床材料（石の大きさ）が昔と比べ、小さくなっている理由は何
かあるのか。

（事務局）：土石流防御のための砂防堰堤により、流下土砂が少なくなっていることが影響の1つとも考えられる。

現在、水系全体の土石管理のあり方を国土交通省が全国的に調査研究を進めている。

- ・ 不法投棄について、河川整備計画を策定するにあたり、どう考えているのか。

（事務局）：自治体と連携して啓蒙活動をすることが大事であり、看板設置等も必要なところは検討してゆきたい。

（市民の自発的な活動も必要）

- ・ 河川整備は、生命・財産を守るということは、家や土地を守るだけでなく、生活道路まで確保するという観点も必要。
(事務局)：早期の治水安全度の向上を第一に事業を実施しているが、水防法の改定もあり、住民が避難するのに必要なマップ(ハザードマップ)を作るなど、ハードの面だけでなく、ソフトの面でも対応してゆきたい。
- ・ 県管理区間と整備区間の違いは
(事務局)：県管理区間は県知事が管理する区間で、整備区間は今後概ね20年間の中で施工を行っていく区間。
- ・ 松山川における河道掘削を実施する場合、生態系にどういう配慮を考えているのか、瀬や淵をつくるのか。
(事務局)：現状の、急勾配の護岸から緩勾配にし、植物が生えやすくとともに、その面積も増やし、水際まで人が近づけるものとするよう川幅も広げるものとし、瀬や淵は、自然につくられると考えている。
- ・ 祝子川の貴重種に「シロウオ」の記載があるが、絶対今はいないのは明白なため、記載を取る。
- ・ 人が川と接することは大切だが、その一方で安全の確保も重量であり、積極的に情報を提供してほしい。
(事務局)：去年まで実施していた「川と人とのふれあいフォーラム」にかわるものを行いたいと考えており、その場でも地域の人からそういう情報を頂きたい。
- ・ 整備計画策定にあたっては、水をつくりだす山の観点も持ってほしい。

- ・ 平成 9 年 9 月出水や昨年の 8 月出水のように、出水により、地域で水の出方が違う理由は。

(事務局) : 雨の降り方の違い。

平成 9 年は、北川本川を中心として雨が非常に多く降ったため、熊田から下流の被害が大きかった。

平成 16 年度は、支川の小川流域に集中的に降ったために、熊田地点の流量が、平成 9 年で約 5,000m³/s、昨年が約 4,900m³/s とほぼ同規模の出水であったが、激特改修の効果により、熊田地点での水位が 1m 程下がっている。

しかし、小川については、集中的に降ったため被害が発生している。

3. 第 8 回流域委員会の開催について

- ・ 流域全体としての委員の方の御意見を伺う。
- ・ 日程は調整。